

グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所  
が提供するサービスの外部評価等の実施について

1 概要

従前、グループホームに義務付けられていた介護サービスの外部評価等について、平成18年4月から、新たに指定小規模多機能型居宅介護事業所にも義務付けられることとなりました。（いずれも介護予防を含む。）

この度、その具体的事項について、厚生労働省から通知がありましたのでお知らせします。

2 主な内容

- ◆ 従前のグループホームに対する外部評価等の取扱いと同様に、小規模多機能型居宅介護事業所についても、その事業所ごとに少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を受けるものとされています。
- ◆ 実施手続きについては、従前の取扱いと同様ですが、評価項目の内容等については、大幅な見直しが行われました。  
（なお、平成18年度におけるグループホームの外部評価等については、従前のものを使用。）

- 地域密着型サービスとして小規模多機能型居宅介護事業所とグループホームの評価項目を統一した上で、評価項目の内容を大幅に刷新。
  - ・ 項目数の削減  
（全体項目数：142→100、そのうち外部評価項目数71項目→30項目）
  - ・ 調査票のフォーマット等の改良等。
- ワムネットでの公表方法について、従前の評価結果概要票に加え、自己評価票及び外部評価結果票も併せて公開。

- ◆ 事業者は評価結果を事業所内に掲示する等、広く開示するとともに、指定を受けた市町村に対し評価結果を提出することとされました。

3 その他

- ◆ 外部評価機関は、次のとおり

[外部評価機関一覧](#)

お問合せ先	指定を受けた市町村の介護保険担当課 又は京都府介護保険事業室（075-414-4672）
-------	---

